

朝鮮事業公債法案件外二特別委員會議事速記錄第一號

付託議案

朝鮮事業公債法案

朝鮮事業公債金特別會計法案

朝鮮鐵道用品資金會計法案

委員氏名

子爵曾我 補準君

副委員長

男爵目賀田種太郎君

委員長

伯爵松木 宗隆君

子爵牧野 忠篤君

子爵松平 親信君

男爵茨木 惟昭君

男爵西五辻文仲君

男爵外松孫太郎君

辰巳橋太郎君

○政府委員（荒井賢太郎君） 朝鮮事業公債法、此法案ハ朝鮮ニ於キマシテ鐵道ト道路、築港、此三ツノ工事ヲ明年度以降、公債若ハ借入金ヲ以テ支辨ヲ致サウト云フ計畫ヲ立テマシテ、其金額ハ何レモ繼續費デゴザイマシテ明年カラ始まりマス、長イノハ明治四十九年マデノ繼續費デゴザイマシテ、合計イタシテ五千五百七十三万千六百六十圓トナリマスノデ、是ハ既ニ豫算デ御覽クダサレマシタ通ニニ鐵道ハ從來繼續費番ニ問題ニ供シマス

○委員長（子爵曾我補準君） 唯今ヨリ開會イタシマス、朝鮮事業公債法、之ヲ一
明治四十四年三月十日（金曜日）午前十一時五分開會

○委員長（子爵曾我補準君） 唯今ヨリ開會イタシマス、朝鮮事業公債法、之ヲ一
辰巳橋太郎君

○政府委員（荒井賢太郎君） 朝鮮事業公債法、此法案ハ朝鮮ニ於キマシテ鐵道ト道路、築港、此三ツノ工事ヲ明年度以降、公債若ハ借入金ヲ以テ支辨ヲ致サウト云フ計畫ヲ立テマシテ、其金額ハ何レモ繼續費デゴザイマシテ明年カラ始まりマス、長イノハ明治四十九年マデノ繼續費デゴザイマシテ、合計イタシテ五千五百七十三万千六百六十圓トナリマスノデ、是ハ既ニ豫算デ御覽クダサレマシタ通ニニ鐵道ハ從來繼續費ニナシテ居リマスルノデアリマシテ、其殘額ハ尙ホ明年度以降十箇年ニ亘ルテ計畫ヲ立てアリマス、ソレヲ此度半分ニ年限ヲ縮メマシテ、明年度以降五箇年ニ京城ト元山ノ間、並ニ太田ト木浦ノ間、此線路ヲ五箇年間に完成スルト云フ、斯ウ云フコトニ改メニシテ其從來ノ金額ノ残りが大部分ヲ占メテ居リマス、其他ニ漢江ノ上ニ架カッテ居ル鐵橋ヲ複線ニ致スト云フ費用ハ約二十萬圓バカリ加ハシテ居リマスガ、線路ノ方ハ豫テ御協贊ヲ得テ居ルモノトシモ違ヒマセヌ、是ハ唯今マデハ普通ノ財源デ敷設イタシテ居リマシタノヲ明年カラ年限ヲ半ハニ縮メマスカラ、年割額モ倍以上殖エルト云フ譯ニアリマス、普通財源デハ到底支辨ハ出來マセヌカラ、公債ヲ以テ支辨スル、斯ウ云フコトニ致シタイ、ソレカラ道路ノ費用ハ明年以降五箇年間に一千萬圓ヲ支出シテ主要ノ道路ヲ改築イタシマスル、斯ウ云フ計畫ヲ立テマシテ、此道路ハ元ト韓國政府ニ於キマシテ約四百万圓ノ金ヲ支出シマシテ、唯今ノ所デ主要ノ所ハ築造ヲ致シテ居リマス、ソレニ引續キマシテ新ニ明年以後一千萬圓ノ金ヲ支出シテ全國ノ主要ノ道路ヲ開ク、斯ウ云フ計畫ヲ立テマシタ、ソレカラ築港ノ方ハ釜山ト仁川ト鎮南浦及平壤ノ大同江ヲ浚渫スル、斯ウ云フ四口ノ費用ヲ明年度ヨリ致シマシテ要求イタシマシタノデアリマス、其釜山ハ舊韓國政府ニ於テ機橋ヲ造リマシタノデゴザイマスルガ、ソレニ對シテ安奉線が連絡イタシマスルト云フト、更ニ旅客ノ乗降ニ要スル設備ヲ完成シナケレバナラヌ、斯ウ云

フコトカラ致シマシテ釜山ニ築港ヲ致ス、斯ウ云フコトニシマシタ、ソレカラ仁川ハ是ハ多年ノ問題デゴザイマシテ、先ツ内港ノ方ニ船ガ碇泊スルコトノ出來ルダケノ設備ヲ致シマス、斯ウ云フコトニナリマシタ、ソレカラ鎮南浦ノ方ハ舊韓國政府ニ於キマシテ矢張リ築港ニ著手ヲ致シマシタ、其殘リガマダ残シテ居リマスルノデ、ソレ合セマシテ陸上ノ設備ヲ致スト云フコトカラ要求ヲ致シマシタ、其埋モレテ居リマスルノヲ浚渫イタシマスル費用ヲ要求イタシマシタ、是が總額ニ致シマシテ矢張リ八百餘万圓ニナリマスルカラ、到底普通ノ財源ヲ以テ支辨スルコトハ出來ヌ、故ニ公債ニ依ッテ此計畫ヲ立テル、斯ウ云フコトニ致シマシタ、ソレ此事業公債ヲ募集シナクテハナラヌト云フコトカラ致シマシテ、公債法ノ第一項ハ其費用ヲ募集スルト云フコトヲ決メマシタ、ソレカラ第二項ガ朝鮮ニ於ケル事業費支辨ノ爲從來負擔シタル債務ノ整理上ニ於テ必要ガアルトキハ亦同ジトゴザイマシテ、朝鮮方ノ債務ニ於テハ最早朝鮮政府ノ債務ノ中ニアリマセヌカラ、唯今千九百八万餘圓ノ債務が利子が何レモ高イ、六分五厘ト云フノが多分ヲ占メテ居リマス、其以外ニ於テハ六分ト云フノガアリマス、大部分ハ六分五厘デゴザイマスルカラ、是ハ經濟市場が直リマシテ廉イ利息ト借換ヘテ整理ヲ致ス、斯ウ云フ必要ガアラウト思ヒマスルカラ、ソレ故ニ第二項ニ從來負擔イタシマシタル債務ヲ整理スル場合モ公債ヲ募集スル、斯ウ云フコトヲ定メマシテ、ソレカラ第一項ニ借入金ノ整理ト申シマスルノハ、第一項ノ公債ヲ募集スルト云フコトガ市場ノ狀況ニ於テ不利デアリマスル時分ニハ、一時借入金ヲ以テ公債ノ代リニアテガフ、併シ借入金ハ三年以内ノ期限デアリマスルカラ、其間ニ公債ヲ募集スル時機ニ適シタラハ公債ヲ募集シテ其借入金ヲ償還イタサウ、斯ウ云フ見込ヲ有チマシテ第二項ニ於テハ其事ヲ規定イタシマシタ、第三項ノ額ハ是ハ第一項ノ所ニ募集イタシマスル事業費ノ額デゴザイマシテ、唯今申述ベマシタ五千五百七十餘万圓デアリマスルカラシテ、之ヲ切上ゲマシテ五千六百万圓ト致シマシタ、大體サウ云フ趣意ヲ有チマシテ此法案ヲ提出イタシマシタ

○男爵目賀田種太郎君 チヨット政府委員ニ伺ヒマスガ、唯今ノ御説明ニ依ルト、第一項ノ公債ノ額が五千六百万圓、ソレカラ第一項ノ分が即ち從來負擔シタル債務ノ分が千九百八万七百四十五圓、斯ウ一ツアツテ合計シテ七千五百万餘圓ニ至ルト云フ結果ニナルト云フ御話デアッタノデスガ、ソレハ荒井政府委員ノ御話デアリマシタガ、如何デゴザイマス

○政府委員（伯爵兒玉秀雄君） 唯今、目賀田男爵カラノ御尋ねノ通リダト思ヒマスルノデ、此事業費支辨ニ充テマスル金ガ差當リ五千六百万圓、ソレカラ從來ノ債務ニ

屬シテ居リマスルノガ約千九百万圓ゴザイマスルノデ、隨ツテ其兩方寄セマシタル高ガ約七千五百万圓ニナリマス、其高ガ矢張リ總體ノ高ニナリマス

○男爵目賀田種太郎君 今一ツ伺ヒマスガ、此五十五年以内ト云フト、イツカラ起算シテ五十五年トナルノデスカ、ソレカラ五十五年トナレタ譯ハドウ云フノデスカ

○政府委員(伯爵兒玉秀雄君) 是ハ五年据置キテ五十年ガ償還斯限、總體ガ五十五年ガ期限ニナリマスルノデ、此中ノ五年ガ詰リ据置期限トナルノデ、是ハ衆議院デ修正シマシタノデス

○男爵目賀田種太郎君 衆議院デ修正シマシタノ理由ハ、ドウ云フ……

○政府委員(伯爵兒玉秀雄君) 是ハ政府ノ方デ初期限ヲ拔キマシテ出シマシタノハ、公債ニ關スル根本法デゴザイマスル國債ニ關スル規則が出て居リマスルノデ、其一條ニ依リマシテ期限デアルトカ、或ハ利子等ハ大藏大臣ガ之ヲ定メルコトが出來ルト云フノデ、茲ニ此期限ヲ書カナクテモ其謂ハユル國債ノ根本法ニ依リマシタノデ

由カラ此事業公債法ノ中ニハ抜イテ置キマシタノデゴザイマスルガ、衆議院ノ方デハ苟モ公債ノ重モナル要素デアル所ノ期限ヲ拔イテ置クノハ思ハシクナイカラシテ、是ニモ償還期限ヲ明ニ書イテ置イタ方が間違ヒナクテ宜カラウ、斯ウ云フ意味テ衆議院ガ茲ニ修正ヲ加ヘマシタ、政府ノ方デハ唯今申上ゲマシタ通り、五年間据置キデサウシテ五十五年ノ期限内テ償還スベキ計畫ヲ立ツテ居リマスカラ、茲ニ期限ヲ書キマシタ所ガ少シモ差支ヘラ感ジマセヌ、ソレデ衆議院ノ修正意見ニ同意ヲ致シタノデアリマス

○委員長(子爵曾我祐準君) チヨット御尋ネシマスガ、總計七千万圓ト云フ 御説明デアッタガ、サウスルト五千六百万圓ノ外ニ二千万圓バカリト云フノデスカ

○政府委員(伯爵兒玉秀雄君) ソレハ朝鮮政府カラ引繼ギマシタノガ千九百万圓餘アリマス

○委員長(子爵曾我祐準君) 五年据置キハ宜シイガ、五十五年マデニ返スト云フ何カ計畫デモ立ツテ居リマスカ

○政府委員(伯爵兒玉秀雄君) 別ニ其財政上細カイ計算フシタ譯ハゴザイマセヌ、大抵此クラヰノ期限ガアレバ宜カラウト云フノデ……

○委員長(子爵曾我祐準君) 朝鮮ノ收入ヲ以テ拂フコトニスルノデスカ

○政府委員(伯爵兒玉秀雄君) 其通リテゴザイマス

○男爵外松孫太郎君 チヨット御尋ネシタノデアリマスガ、此五千六百万圓ト云フ額ハ即チ一項ニ當ツテ居ル、二項ハ其外デアルト云フコトデ、千九百八万幾ラト云フ金ハ矢張リ公債ヲ募集スルコトニナルノデスカ

○政府委員(伯爵兒玉秀雄君) 是ハ償還シマスルニハ或ハ、公債三據り、或ハ借入金ヲ以テスルコトヲ得トシテゴザイマス

○男爵外松孫太郎君 マーッ御尋ネ致シマスガ、一項ノ募集スル金額ハ書イテアルガ、二項ニ付イテハ御説明デ千九百万圓ヲ云フコトガ分リマシタガ、之ニ對スル公債ノ額ト云フモノハ此法律案ニハ舉ゲテ無ヤウニ思ヒマスガ、其區別ハドウ云フノデスカ

○政府委員(伯爵兒玉秀雄君) 其コトニ付イテモ衆議院デ多少質問ガゴザイマシタ

ヤウア、衆議院デハ日本政府ノアレハ議會ノ協賛ヲ經テ、明カニ公債ヲ幾ラ募ルト云フコトデアルカラシテ明カデアルガ、朝鮮ノ如キ状態ニ於テハ茲ニ幾フト金額ヲ掲ゲテ置カナケレバ甚ダ不明瞭デハナカト云フ質問モゴザイマシタノデ、ソレニ付イテハ政府ノ方デハ從來既ニ起シマシタ所ノ債務ニ於テハ千九百万圓餘ト云フコトデ其額ハ確實デゴザイマス、是レ以上新ニ生ズルコトハゴザイマセヌノデ、其確實ナル債務デゴザイマスルカラ、此所ニ書ク必要ハ無イシ、又從來本邦ノ例ニ依リマシタモ、ソレハ書イテ居リマセヌ、此所ニソレヲ書キマスルト法文ガ非常ニ面倒ニナリマスカラ省クコトニ致シマシタ

○男爵外松孫太郎君 マーッ御尋ネシマスガ、サウスルト此千九百万幾ラト云フノハ公債又ハ借入ヲ募ルトシマスルト、ドノ法律ニ依ツテヤルノデスカ

○政府委員(伯爵兒玉秀雄君) 是ハ矢張リ第二項ニ於テ「從來負擔シタル債務及本法ニ依ル借入金ノ整理又ハ償還ノ爲必要アルトキ亦前項ニ同シ」此規定ニ依ツテヤルノデ……

○男爵目賀田種太郎君 公債ノコトハ期限ト云ヒ利子ト云ヒ根本法ニ依ツテ定メル

ト云フ御説明デゴザイマシタ、然ルトコロ衆議院ニ於テ年限タケヲ入レタノデアリマスガ、其利子ノ方ハ矢張リ根本法ニ依ルノデゴザイマスカ、或ハ本法ニ依ツテ定メルノデアリマスカ

○政府委員(伯爵兒玉秀雄君) 根本法ニ依ル解釋デゴザイマス

○男爵目賀田種太郎君 サウスルト年限タケ書イタノデ……

○政府委員(伯爵兒玉秀雄君) サウデス

○男爵目賀田種太郎君 然ラバ矢張リ其利子ハ大藏大臣ガ定メラレルノデスカ

○政府委員(伯爵兒玉秀雄君) 其通リテゴザイマス

○男爵茨木惟昭君 先刻、政府委員ノ説明ヲ聽キ漏シマシテゴザイマスガ、築港ニ付

イテ凡ソ八百万圓ヲ要シ、道路費ニ於テハ既ニ四百万圓ヲ費シテ居ルガ、ソレニ一千万圓ヲ以テスレバ完全ニナルト云フノデスカ、毎年一千万圓ホドヲ要シテ早ク完全ニスルト云フノデスカ、其邊ガチヨット不明瞭デ、鐵道ノ爲ニハ是カラ漢江ノ鐵橋ヲ敷設スルト云フノデ一千萬圓ト云フコトデゴザイマシタガ、チヨット其所ヲ聽漏シマシタガ……

○政府委員(荒井賢太郎君) 築港ハ費用ハ先刻御説明イタシマシタ通り、釜山、仁川、鎮南浦、平壤、此四箇所デ、明年度以降四十九年マデ繼續費ト致シマシテ八百二十七万千八百二十九圓ト云フモノヲ要シマスノデ……總額デゴザイマス、道路ノ方ハ明年度以降五箇年ニ一千万圓ヲ以チマシテ先ツ主要ノ道路ヲ開ク、斯ウ云フコトニ致シマス、ソレカラ鐵道ハ明年度以降五箇年ニ三千七百四十五万九千八百四十圓ト云フモノヲ以チマシテ京城、及元山間太田、木浦ノ間ニ線路ヲ敷設イタスト云フコトニ致シマス

○委員長(子爵曾我祐準君) 築港ハ五箇年デスカ

○政府委員(荒井賢太郎君) 築港ハ四箇所デ、一番長イノハ六箇年デアリマス、ソレハ仁川デゴザイマス

○男爵次木惟昭君 モウ一ツ御尋ネ致シマスガ、第三項ニアリマスル「第一項ノ公債及借入金ノ額ハ通シテ五千六百万圓以内トス」ト云フコトニナシテ居リマスガ、先刻他

ノ委員ヨリノ質問ニ對スル御答テハ四千九百万餘ニナル譯アリマスガ、第二項ノ整理ヲスル爲ニ若干ノ金が要ルノデ、當然公債及借入金ノ額ハ通シテ七千九百万バカリニナルノデハアリマセカ其邊が甚ダ不明瞭デ……

○政府委員（荒井賢太郎君）此第一項ノ額ハ即チ唯申上ゲマシタ鐵道、道路、築港ノ事業費ノ支辨之ヲ悉ク公債ヲ以テ借入レルト云フコトヲ申上ゲマシタナラバ、先刻申上ゲマシタ千九百万圓バカリ、其額ヲ五千六百万圓ト致シマシタ、ソレカラ第二項ノ舊債ヲ償還シマスル額ハ此所ニハ掲ゲテアリマセヌガ、若シ此額ヲ載セマシタナラバ、思フ、出來マスルナラバ鐵道ノ延長ノ部分ハドノ位デアリマスカ、又一哩ノ敷設費ハドノ位デアリマス、又此設計ハ既ニドウ云フ風ニ定マッテ居リマスカ、其概略ヲ伺ヒタイノト、ソレカラ今一ツハ、此頃既ニ出來テ居ル道路ハ何處何處ノ間ト云フコトト、今度造ラレマス道路ハ何處何處ト云フ御見込ト、ソレヲ伺ヒタイ、尙ホ第一項ノ千九百万圓餘圓ノ内譯ハドンナコトニナッテ居リマスカ

○男爵目賀田種太郎君 之ニ對スル御説明若クハ書類等ヲ以テ御配付ヲ願ヒタイト思フ、出來マスルナラバ鐵道ノ延長ノ部分ハドノ位デアリマスカ、又一哩ノ敷設費ハドノ位デアリマス、又此設計ハ既ニドウ云フ風ニ定マッテ居リマスカ、其概略ヲ伺ヒタイノト、ソレカラ今一ツハ、此頃既ニ出來テ居ル道路ハ何處何處ノ間ト云フコトト、今度造ラレマス道路ハ何處何處ト云フ御見込ト、ソレヲ伺ヒタイ、尙ホ第一項ノ千九百万圓餘圓ノ内譯ハドンナコトニナッテ居リマスカ

○委員長（子爵曾我祐準君） 今、目賀田男爵ノ御希望ハ書イタモノガ欲シイト仰シヤルノデ……

○男爵目賀田種太郎君 ドチラデモ宜シウゴザイマスガ……

○委員長（子爵曾我祐準君） 私ドモモ其希望デアリマスガ、皆サン御贊成デアリマセウ

○男爵目賀田種太郎君 私モソレヲ戴イテ置ケバ能ク分リマス

○委員長（子爵曾我祐準君） サウ云フコトニ願ヒマス

○政府委員（大屋權平君） 此重モナル鐵道ハ大田カラ木浦ニ至リマスル湖南線デザイマンテ、モウ一ツハ龍山カラ元山ニ至リマスル京元線ト申シマス、此湖南線ハ百七十五哩ホドゴザイマシテ、其金ガ千二百五十三万六千圓餘、京元線ノ方ハ百三十六哩半ゴザイマシテ、ソレニ要スル金額ガ千三百七十八万九千圓餘、サウシテ此兩線ニ用井マス所ノ車輛ガ七百八十一万六千圓、ソレモウ一ツハ今年初メテ出シマシタノデアリマスガ、京釜線ニ於キマシテ漢江ノ鐵橋ヲ架ヶ換ヘマス、ソレガ建設費ト申シマス方

○政府委員（大屋權平君） 合計イタシマスト、三千七百四十五万九千八百四十圓費トシテモダ年度割ノ範圍ニアリマスカラ、ソレガゴザイマス、ソレ等ヲ皆合セマシテ此後四十四年以後ハ公債ニ依ラウト云フコトニナリマシタ次第アリマス

○男爵目賀田種太郎君 唯今大屋君ノ御述ベニナッタノヲ合シマスト、三千九百万圓ホドニナリマスガ、サウデゴザイマスカソレト全體ニ通ジマシタ總係ノ費用ガ百七十五万二千圓、是ダケガ全體ノ金額デアリマス、其外ハ從前カラ繼續費トナッテ居リマス京義線ノ改良費ト云フヤウナモノガ、繼續費トシテモダ年度割ノ範圍ニアリマスカラ、ソレガゴザイマス、ソレ等ヲ皆合セマシテ此後四十四年以後ハ公債ニ依ラウト云フコトニナリマシタ次第アリマス

○男爵目賀田種太郎君 唯今大屋君ノ御述ベニナッタノヲ合シマスト、三千九百万圓ホドニナリマスガ、サウデゴザイマスカ

○政府委員（大屋權平君） 合計イタシマスト、三千七百四十五万九千八百四十圓

ニナリマス答ゴザイマス

○男爵茨木惟昭君 先刻伺タノハ、マダ少シ不分リデアリマスガ、第二項ノ「朝鮮ニ

於ケル事業費支辨ノ爲」……「支辨ノ爲」ト云フノハ鐵道、道路、築港ノ事業費ノ支辨ノ爲デアッテ、ソレカラ「從來負擔シタル債務」即チ韓國ニ於テ現在使ツテ居ルモノが幾ラカアル、ソレト併セテ「本法ニ依ル借入金ノ整理又ハ償還ノ爲必要アルトキ亦前項ニ同シ」……何レ五六年内ニ公債ナリ借入金ヲナサルノデアラウガ、一番最上限ノ七千餘万圓ニ達スル時機が到來シハシマスマイカ、ソレガ「五千六百万圓以内」トナッテ居ツテハ甚ダ差支ヘハシマイカト思ヒマスガ、ドウデゴザイマスカ

○政府委員（荒井賢太郎君） 五千六百万圓ハ、第一項ノ明年カラ事業ヲ致シテ行キマス費用ダケデアリマス、即チ今ノ鐵道ト道路ト築港、此三ツノ費用ハ唯今ノ豫算經畫ノ五千六百万圓ノ中テ出シテ行キマス、ソレカラ第二項ハコ、ニ全額ヲ掲ゲテ置キマセヌデアリマスガ、是ハ「朝鮮ニ於ケル事業費支辨ノ爲從來負擔シタル債務」ト申シマスノハ千九百万圓、其千九百万圓ヲ悉皆整理借換ヘルモノトスレバ矢張リ是ダケノ金額ガ此五千六百万圓ノ上ニ加ハリマス、ケレドモ是ハ内地ノ法律ノ先例ニ依リマスト、從來ノ公債借入金ハ既ニ額が定マッテ居ルカラ、新ナ法律ニ書キ表ハサナイ爲ニ本法モ新事業ノ爲ニ要スルモノハ書キマシタガ、舊來ノ公債額ハ舊來ノ額ヲ超過シナイト云フ意味デ別ニ書キマセヌ

○男爵茨木惟昭君 成ルホド當局者ニ於テハ是デ能ク分リマセウガ、此法ト云フモノハ人民ニ知ラシメルモノデアルカラ、我ミハ今ノ御説明ニ依テ能ク了解シマシタガ、詰リ朝鮮ノ事業ニ付イテハ五千六百万圓ノ公債ト、元韓國ニ於テ費消シテ居ル金モアルカラ、結局朝鮮ニハ公債トシテハ七千万圓モ出ルコトガアルダラウト云フコトヲ、人民ガ知ルナラ宜イダラウト思ヒマスガ、ソコハドウデゴザイマス

○政府委員（荒井賢太郎君） 御尤モノ御質問デアリマシテ、是ハ衆議院デモ第一項ノ額ヲ加ヘテ第一項第二項ノ額ヲ合セテ第三項ニシテハドウカト云フ説モアリマシタガ、第二項ノ中ニ「本法ニ依ル借入金ノ整理」ト云フコトガ這入ツテ居リマス、是ハ第一項ノ五千六百万圓ノ公債ヲ募ルノニ市場ノ都合ガ惡イ爲ニ借入金ヲシマス、其借入金ヲ返還スル爲ニ更ニ又第二項ノ公債ヲ募ルト云フコトニナリマス、サウ致シマスト借入金デ一千萬圓ヤツタモノヲ更ニ一千萬圓借入レテスルト云フコトハ重複デアリマスカラ、ソコデ第一項ノ金額ヲ合セテ第三項ニ書クコトが出來ヌ、書ケバ從來ノ千九百万圓ヲ書クニ過ギ、借入金ヲ借換ヘサセル額ハドノクラ井ニ達スルカ分ラヌモノデアリマスカラ、ソレデ第三項ニソレヲ合セナイデ、原案ノ通り第一項ノ金額ダケヲ書クト云フコトニナリマシタノデアリマス

○男爵目賀田種太郎君 チヨット尙ホ念ノ爲ニ伺ツテ置キマスガ、此第二項ノ「本法ニ依ル借入金ノ整理」ト云フノハ第一項ノ額ヲ出ルコトハ無イノデアリマスカ

○政府委員（荒井賢太郎君） 出ルコトハ無イノデアリマス

○男爵目賀田種太郎君 サウスルト、第三項ノ五千六百万圓ト合セテ結果ハ七千五百萬ニ至ルト云フコトデアリマスカ

○政府委員（荒井賢太郎君） 第二項ノ借入金ヲ借換ヘマスト、サウナリマス

ニナリマス答ゴザイマス

○男爵茨木惟昭君 尚ホ跡カラ御回付ヲ願ヒタイノデアリマスガ、先刻申上ゲマシタ鐵道ノ沿線、若クハ既設ノ道路ノ何處何處ノ間ト云フヤウナコト及新設ノ道路ノ

地方ノ御見込、ソレカラ從來アル千七百餘哩ノ分、之ヲトウゾ御回付ヲ願ヒマス

○政府委員（荒井賢太郎君） 承知シマシタ

○政府委員（大屋權平君） 先キホド申上ゲマシタ數字ハ湖南線ヤ京元線ニドレホド掛リマスト云フモノヲ申上ゲタノアリマス、ソレハ合計デ申シマシタノハ四十四年以降ニ使フ金ヲ申上ゲマシタノアリマス、四十三年ニ使ヒマス金ガ多クナリマシタガ、先キホド申シタ中ニ這入リマセヌ、内譯ト申シマスノハ湖南線京元線ニ使ヒマス金デ、四十三年ニ使フ金ヲ其中ヘ籠メテアリマス、湖南線京元線ハ四十三年カラ著手シマシタ、合計トシテ申上ゲマシタ三千七百万圓ト申シマシタノハ、四十四年以降公債ニ依リテ募リマス金ヲ申上ゲマシタノアリマス

○男爵目賀田種太郎君 然ラバ伺ヒマスガ、公債ニ依ル額ガ二千七百万圓アルト、四十三年ノ從來ヤツテ居ル分ハ幾ラデスカ

○政府委員（大屋權平君） 是ハ鐵道建設及改良費ノ合計イタシマシタ豫算ヲ提出シテ使ッタ金ガ、全體ニ一千六百一十三万六千圓、是ハ京義線ナドモ這入ツテ居リマス

○男爵目賀田種太郎君 サウ致シマスト、今ノ湖南線ハ唯今、大屋政府委員ノ御述ベニナツタノハ、湖南線京元線ノ車輛トカ漢口鐵橋ノ架換ヘトカ、各ノ額が先刻御述ベニナツタノデハ三千九百三十八万圓ニナル、ソレガ湖南線ノ中ニハ四十三年度ノ分モ這入ツテ居ツタカラサウナツタ、故ニ二百万圓ホド餘分ノ計算ニナルノアリマスカ、湖南線ノ來年分ト今年使ヒマス分ト分ケルト丁度剩ル譯ニナリマス、今年湖南線ニ支辨ニナツタノハ幾ラデアリマスカ

○政府委員（大屋權平君） 湖南線デ今年支辨イタシマスノハ一十三万五千圓、京元線モ同シ額デ、アトノ總係費ト車輛費ハ從前カラ繼續イタシテ居リマシタ湖南線京元線ニ關係ナイ車輛費、總係費ヲ合算シタモノガ載ツテ居リマスカラ、之ヲ細カク別ノ表ニシテ差上げマス

○政府委員（大屋權平君） チヨット伺ヒマスガ、韓國鐵道元義州鐵道ト唱ヘタ金ト云フモノハ是ハ皆借金ニナツテ居マセウガ、其借金ト云フモノハドコニ這入ルノアリマスカ、是トハ全ク別アリマスカ

○政府委員（大屋權平君） 全ク別アリマス

○政府委員（大屋權平君） 朝鮮ノ公債ニハナルノアリマスカ、朝鮮ノ公債ニナルノアリマスカ

○政府委員（荒井賢太郎君） 唯今マデノハ皆一般會計ノ負擔アリマス

○男爵目賀田種太郎君 尚ホ念ノ爲ニ伺ヒマスガ、書付デ御回シラ願ヒタイノハ京元

○政府委員（大屋權平君） 朝鮮ノ公債ニハナリマス

○政府委員（荒井賢太郎君） 朝鮮ノ公債ニハナリマス

○委員長（子爵曾我祐準君） 朝鮮ノ借金ニナルノアリマスカ、湖南線ノ今度ノ京義線、湖南線、今度ノ京義線ノ分ト願ヒマス

○政府委員（荒井賢太郎君） 先ダ會計上カラ分ケルト、一所カラ出テ居ルコトニナリ

マス、明年以後ハ朝鮮特別會計ヲ負擔スルノアリ、從來ノハ韓國鐵道特別會計ト云フモノガアリマス、内地ノ方ノ會計モアリマス

○男爵目賀田種太郎君 内地デ是カラ敷設シヤウト云フ廣軌ト同ジモノアリマス

○政府委員（大屋權平君） 此新シク出來マス鐵道ハ所謂廣軌アツテ、此節發案ニナツタ所ノ内地ノ廣軌ト同一モノアリマスカ

○委員長（子爵曾我祐準君） チヨット伺ヒマスガ、サウスルト此案ノ五千六百万圓ト云フ金ノ使ヒ先キハ鐵道ニ付イテ大凡三千七百万圓、道路ニ付イテ千万圓バカリ、築港ニ付イテ八百万圓バカリ、鐵道ト道路ノ方ハ五箇年デ成功ノ見込、築港ニ付イテハ色ミアルガ一番遲イノハ六箇年、斯様ニ解釋シテ宜シウゴザイマスカ

○政府委員（大屋權平君） 左様デゴザイマス

○男爵目賀田種太郎君 此京義線モ同ジク廣軌デ、將來内地デ設計セラレル分ト同一デアルノデスカ

○政府委員（大屋權平君） 京義線モ京釜線モ湖南線モ京元線モ皆同一デアリマス

○委員長（子爵曾我祐準君） チヨット速記ヲ止メテ……

〔速記中止〕

○委員長（子爵曾我祐準君） 暫ク休憩シテ食事ヲシマス、食事後直グニ開キマス

午後零時一分休憩

午後一時一分開會

○委員長（子爵曾我祐準君） 午前ニ引續キマシテ唯今ヨリ開會イタシマス、チヨット

御尋ネシマスガ、道路ノ哩數及經畫ヲ立テタル所ノ里數ハドノクラ井デアリマスカ

○政府委員（伯爵兒玉秀雄君） 事業費ノ道路修築デゴザリマスガ、是ハ丁度二十六線アリマスルノアリマス

○委員長（子爵曾我祐準君） 築港ノ場所ハ五箇所デアリマスカ

○政府委員（伯爵兒玉秀雄君） 其築港ハ釜山ト仁川ト鎮南浦、ソレダケデアリマス

○委員長（子爵曾我祐準君） 之ニ付イテマダ御質問ハアリマスカ

〔モウ別ニアリマセヌト呼フ者アリ〕

○委員長（子爵曾我祐準君） 然ラバ如何デス、本案ハ是テ異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○委員長（子爵曾我祐準君） 可決ト認メマス、朝鮮事業公債金特別會計法案、之ヲ問題ニ供シマス

○男爵次木惟昭君 一應ノ説明ヲ願ヒマス

○政府委員（伯爵兒玉秀雄君） 朝鮮事業公債ノ會計ハ之ヲ特別トシテ一般ノ歲

入歲出ト區別イタスコトニ規定ヲ致シマシタノデゴザイマス、ソレテ朝鮮總督府特別會計ナルモノヲ、一ツ特別會計ヲ指ヘマシテ、其以外ニ朝鮮事業公債金特別會計ノ如キ特別會計ヲモ別ニ設クリノハ如何デアリカト云フヤウナ、衆議院ニ於テノ質問モゴザイマシタノデゴザイマスカ、此コトニ付キマシテハ此公債ヲ募リマシテ、其募リマシタル所ノ金

其計算ヲ明ニシ、或ハ公債金ニ餘裕ノアル時ニハ、大藏省預金部ニ預ケテ之ヲ利殖

スルト云フ必要ノ上カラ、ニヨリ特別會計ニ致シテ置ク方ガ便利デアリ、且理論ノ上カラ申シマシテモ差支ヘハ無カラウ、例ヘテ申シマスルナラバ帝國ノ一般ノ會計ニ對シテ、此特別會計ノアルガ如ク朝鮮ナル地域ヲ限ッテノ特別會計ヲ作り、又或ル特別ナル事情ノ下ニ之ニ附帶シマスル特別會計ヲ作ルト云フコトハ理論ニ於テモ差支ヘアルマイ、其方が便利デアルト云フコトデ、此特別會計法ヲ制定イタシタノデアリマス、ソレカラ尙ホ此附則ノ所ニ持ツテ參リマシテ「明治四十三年勅令第四百六號第五條ニ依ル公債金特別會計ニ屬スル資金ノ殘餘ハ明治四十三年度朝鮮總督府特別會計ノ歲入ニ編入ス」ト云フ一條ガアリマス、是ハ朝鮮總督府ノ特別會計ヲ作リマシタル緊急勅令デゴザイマスルノデ、其第六條ニ從來韓國政府ニ屬シタル債權債務ハ此特別會計ニ於テ整理スルト云フコトニ規定シテ居リマスルノデ……今ノハ少シ間違ヒマシタ、特別會計ヲ作リマシタル時分ニ舊韓國時代ニ於ケル特別會計ガゴザイマスルノト、舊韓國公債金特別會計ナルモノハ之ヲ四十三年ノ三月一日ニ於テ、末日マデ效力ヲ存在スルト云フコトニナリマスカラ、三月末日ニナリマスト、殘ラズ金ヲドウカ處分シナケレバナラスト云フコトニナリマスルノデ、其餘ツタ所ノ資金ノ剩餘ハ、此四十三年ノ朝鮮特別會計ノ歲入ニ組入レル規定ニアリマス、約二十萬圓内外ト心得テ居リマスガ、過日朝鮮ノ京城ニ於ケル水道ヲ買收シタル金ヲ支出シテ算用シテ約三十萬圓アラウト思ヒマス、其處分ヲ茲デ、規定イタシタノデアリマス

○委員長（子爵曾我祐準君） チヨット御尋ネフ致シマス、第三條ノ公債金ニ餘裕アルトキハ之ヲ大藏省預金部ニ寄託シ云々トアリマスガ、是ハ要ラヌトキハ借ラヌカラ借リルトキハ要ルトキデアルカラ、コンナ預ケルヤウナ餘裕ノアルモノデアリマスカ

○政府委員（伯爵兒玉秀雄君） 公債ヲ募集イタシマスルニハ或ル時機ガゴザイマスノデ、其時機ニ必要ナ金額ダケ募集イタシマスルガ、ソレヲ必要ダケ、ボチ／＼小サイ額デ募集シナケレバナラヌカラ、餘リガアリマシタラバ預金全部ノ方ニ……

○男爵茨木惟昭君 第二條ノ但書デアリマスガ、「公債又ハ借入金ヲ償還スル場合ニ於テハ直ニ之ヲ國債整理基金特別會計」云々、此國債整理基金特別會計ト申スノハ即チ本法ノ特別會計ヲ指スノデアリマスカ

○政府委員（伯爵兒玉秀雄君） 此第二條ニ於キマシテハ公債金ノ使拂ヒノ方法ヲ規定イタシマシテ、公債金ヲ使用スルトキハ一般會計ヲ經由イタシマシテ其金額ヲ朝鮮總督府ノ特別會計ノ歲入ニ一旦組込ミマシテ、朝鮮總督府特別會計ノ歲出トシ拂出ス、斯ウ云フ筋道デアリマス、然ルニ今ノハ公債ヲ募リマシテ使フ場合デアリマスガ、今度公債又ハ借入金ヲ償還スル場合ニハ之ヲアベコベノ手續ニシテ置カネハラヌノガ本則デアリマス、逆サマニ取ツテ行クノガ本則デゴザイマスガ、ソレハ面倒デゴザイマスカラ直ニ謂ハユル國債整理基金ノ内地デヤツテ居リマス……此方デゴザイマセヌデ……國債整理基金ノ方デヤツテ宜ト云フ考ヘデアリマス、サウスルト公債金ヲ募リマスト一般會計ニ入レテ特別會計ノ歲入ニ繰入レタモノヲ特別會計歲出ニ入レマスカラ、之ヲ逆マニ還ス場合ニハ一般會計ヲ經由シテ又整理基金ノ方ヘ入レネバナラヌノデ面倒デスカラ、直ゲ整理基金ヘ入レテ還ヘサスル……

○委員長（子爵曾我祐準君） 大藏省ノ政府委員ニ御尋ネ致シマスガ、國債整理基

金ト云フモノハ、是ハ内國ノ勿論國債ニ對シテ出來タモノアリマスガ、朝鮮ノガ是レノ内ヲ通ラネバナラヌト云フノハドウ云フ理由カラ起ツテ來タデスカ、別ナ借金ダカラ別ニシテ宜ササウナモノデアリマス

○政府委員（橋本圭二郎君） ソレハニツ主義トシテアルノデアリマスガ、特別會計ト云フモノガ幾ツモ出マスト云フト、モウ特別會計ダケデ總テノ仕事ヲシテ仕舞ヒマスト、一般ニ日本全國ノ歲出ガドレ位、歲入ガドレ位アルカト云フコトハ分ラヌ、ソレヲ委シク申シマスト、實ハ試驗ノ爲ニ去年斯ウ云フ算盤ヲヤラシテ見タデスガ、皆サマハ此總豫算ヲ御覽ニナルト日本ノ歲入ハ五億何千万圓、歲入五億何千万圓シカ無、イト思テ入ラシヤルダラウト思ヒマス、所ガ特別會計ハソノ外ニナリマスカラ、ソレヲ皆一ツツ、拾ツテ、スト軍艦水雷艇ノ基金ノ如キハ特別會計ニナツテ居リマスガ、一般會計ノ方ヲ御覽ニナルト、歲入ノ方ガ千二百、歲出ノ方デモ千二百……又教育基金デモ總テ皆一般會計ヲレヲ御拾ヒニナレバ分リマスケレドモ、特別會計ヲ一般會計ヘ通ラセマスト、例ヘテ云ヒマス、ソレデ日本ノ今マデノ主義ノ上デ、鐵道ダケハ全ク自營ノモノデ一文モ一般會計カラ貸シテモヤラヌ一般會計ヘモ繰入レス、全クアソコハ自治ノモノデアル、ソレデ鐵道會計ダケハ國債整理基金ヲ經ナクテ一般會計ヲ經ヌテ處置スルコトニナツテ居リマス、ソレデアリマスガ其外ハ大學ノ如キデモ、矢張リ一般會計カラ金ヲ出シテ居リマスカラ、ソレ潜ツテ居ルカラ、一般會計ヲ見ルト此特別會計ガアツテ潜ツテ居ルト云フコトハ直グニ分リマス、ソレデ日本ノ今マデノ主義ノ上デ、鐵道ダケハ全ク自營ノモノデ一文モ一般會計カラ貸シテモヤラヌ一般會計ヘモ繰入レス、全クアソコハ自治ノモノデアル、ソレデ鐵道會計ダケハ國債整理基金ヲ經ナクテ一般會計ヲ經ヌテ處置スルコトニナツテ居リマス、ソレデアリマスガ其外ハ大學ノ如キデモ、矢張リ一般會計カラ金ヲ出シテ居リマスカラ、ソレ皆一般會計ヲ經サセル、斯ウ云フ主義ニ拘ヘテアリマス、ソレデ是モ矢張リ公債金ヲ使用スルトキニハ、原則ノ通り一般會計ヲ經由シテ整理スルト云フコトニシタノデアリマス

○委員長（子爵曾我祐準君） 鐵道ヲ除イテ八億ト云フノハ一般會計ヲ潛ルヤツカアリマス、今度カラ潛ラヌヤウニナツタ云フノデモ無イ、以前カラモ……

○政府委員（橋本圭二郎君） チヨット申シマス、專賣局益金ガ五千万圓アルト、ソレハ歲出ガドレダケアルカ歲入ガドレダケカト云フト、歲出ノ方ガ八千万圓アル、歲入ハソリニ五千万圓ヲ加ヘタダケアリマス、ソレガ唯々益金ダケが出テ居リマス、印刷局モ益金ダケ出テ居リマス、サウスルト云フト一般會計ト云フト一般歲入カラ出ス、歲出ガ幾分、歲入ガ幾グラント云フダケデ、其中ヘ特別會計ヲ入レテドレダケ仕事ヲスルカト云フト、專賣局デ八千万圓ノ仕事ヲシテ居ル、ソレヲ加ヘネバ本當ノ歲入歲出ハ分ラヌ、ソレヲ皆寄セマスト八億幾ラ、日本ノ國デ一年ニ入レタリ出シタリシテ居ルコトガ分リマス

○子爵松平親信君 唯今御質問ニ率連シテ伺ヒタイノデスガ、朝鮮ノ事業公債ヲ將來償還スベキ必要ガアル場合ニ、其償還金ヲ朝鮮ノ歲入ヲ以テ充テルノデアルト思ヒマス、若シ朝鮮ノ歲入ガ果シテサウ剩餘ヲ生ジナイ場合ニハ、前ノ朝鮮事業公債法ニ依ツテ何年モ何年モスルノデアリマスカ

○政府委員（伯爵兒玉秀雄君） 其通りダト存シテ居リマス

○男爵茨木惟昭君 先刻ノ御説明ニ依ルト、前ニ連帶スルノデスカ、償還スル場合ニ一般會計ノ手ヲ拔イテ、國債整理基金ノ特別會計ニ入レルト云フ御答辯ノヤウデアリ

マス、大藏省ノ御答ヘテハ一般會計ノ手ヲ潜ラサネバナラヌ、國債ノ整理上イケナイカラ
矢張リ元入レフスル方ノ順序ノヤウニ思ヒマスガ如何デスカ

○政府委員（橋本圭三郎君）ソレデ公債又ハ借入金ヲ償還スル場合ニ、此朝鮮事業公債ト云フモノガモウ、一ツノ特別會計ヲ今度拵ヘタノデ、ソレデ一ツノ身上が出來ルノデアリマスカラ、ソンハ公債ノ利息ダトカ或ハ公債ヲ還ス或ハ借入金ヲ還スト云フトキニ、ソコカラ直グニ總督府が出シテ仕舞フト云フコトヲシナイデ、總テ國債整理基金ト云フモノハ朝鮮モ、日本モ、臺灣モ、皆總チヲ取扱フ爲ニ國債整理基金ト云フモノガ

一ツ出來テ居リマスカラ、ソコヘ入レテサウシテ、還スノデ、ソレカラ直グニ朝鮮總督府が日本銀行ナリ或ハ臺灣銀行、朝鮮銀行カラ借リタ云フシテ、ソレヲ直グニ還スコトヲシナイデ、國債整理基金ヲ潛ラシテソレカラヤル積リテアリマス、サウスルト國債整理基金特別會計ト云フノガアリマスガ、之ヲ御覽ニナルト其中ニ一般會計カラ還スモノガ幾ラ、鐵道カラ還スモノガ幾ラ、臺灣カラ還スモノガ幾ラ、今度之ニ依テ此處へ朝鮮カラ還スモノガ幾ラ、合計デ一億七千幾ラアル……八千アル、ト云フコトガ一日シテ御分リニナルト云フコトニナル

○委員長（子爵曾我祐準君）第五條ノ「公債金ヲ以テ支辨スル事業完成ノ後本會計ニ剩餘アルトキハ」ト云フ、「本會計」ト云フノハ事業公債ノ此會計ノコトデアリマセウカ、コレノ餘ツタキハ一般會計ミタイナモノ、朝鮮總督府ノ特別會計ニ餘リ金ダケヲ打込ムト云フ、斯ウ云フコトデアリマスカ

○政府委員（橋本圭三郎君）左様デゴザイマス、餘レバ還スト云フノデゴザイマス○委員長（子爵曾我祐準君）ソレカラ此千万圓ト云フ金ハ年度割ト云フモノハ初メカラ無イノデアリマスカ、五十五箇年ト云フコトハ分ツテ居リマスカ、年度割ハ今決マテ居リマセヌグラウカ、年々要求スルグラウカ、金高ヲ決メテ要求スルト云フコトニハ參リマセヌカ

○政府委員（橋本圭三郎君）借リル方デスカ、ソレハ今日マテノ所、此前衆議院デモ質問が出來テ今後是レキリデ仕舞フツモリカト云フコトデシタガ、其時ハ或ハ増加スル場合モアルケレドモ、今ノ所ハ治道費ニ一千万圓、海關工事ニ三百八十二万四千六十圓、鐵道建設費ハ六千二百万圓、年度割ハ四十四年年度ハ幾ラ……

○委員長（子爵曾我祐準君）ソレハ議員ニ見セマスカ

○政府委員（橋本圭三郎君）ソレハ御協贊ヲ得マシタ大藏省所管ノ朝鮮ノ部ニスッカリ載ッテ居リマス

○男爵外松孫太郎君 私ハ五條ニ付イテ委員長カラ御尋ネガアリマシテ御答ヘテアリマシタガ、モウ少シ伺ヒタイ、公債金ヲ以テ支辨セラレテ完成セラル、公債ヲ以テ支辨スルト云フコトハ皆濟シタシテ、餘リアルトキハ特別會計ノ歲入ニ入レル、サウシテ其歲入ハドンナニナリマスカ

○政府委員（橋本圭三郎君）是ハ先刻モ申上ゲマシタヤウニ年度割ノ通りニ仕事が仕舞フ、一文モ不要額が出來ヌト云フコトモ、偶マニハアルカモ知レマセヌケレドモ公債ノ方ハ豫定ノ通り募ツタ所ガ、一番アトニ行ツテ御承知モアルヤウニ一千圓トカ一千圓トカノ不要額が残リマスカラ、カツキリ行キマセヌ、若シ萬一殘リガアルトキハ其處分ヲドウス

ルカト云フ場合ニハ、朝鮮總督府特別會計ト云フモノガアリマス、其中ノ歲入ニ入レテサウシテ歲出ハ必要ノ事業が幾ラモアリマスカラ、其歲出ニ充テルカト云フコトハ其時ニ至ツテ分カルノデ、此事モ萬一ノ場合ヲ豫想シテ、遣リ所ナイト

困マリマスカラ、其處置ヲ付ケル爲ニヲ書キマシタ、治水費ノ如キモ同ジコトデ、治水費ハ一億何千万圓カ、ル、色ニノ借入金カラ支辨スルガ、殘ツタ場合ハドウスルカト云ヘバ、一般會計ノ殘リニ入レテ處分スルト云フヤウナコト、同ジコトニナッテ居リマス、是ハ念ノ爲ニ掲ゲマシタ

○男爵外松孫太郎君 サウスルト萬一殘リガアツタナラバ、總督府ノ特別會計ニ入レテ朝鮮ノ必要ナル所ノ財源ニナル……

○政府委員（橋本圭三郎君）サウデアリマス

○男爵外松孫太郎君 サウスルト、公債ノ目的ハ豫定ノ事業ヲ終レバソレデ果シテ仕舞ノニアツテ、萬一餘リガアツタナラバ目的以外ニ使フト云フコトニナリマスナ

○政府委員（橋本圭三郎君）成ルダケサウ云フコトノ無イヤウニ仕事モシマスガ、仕事ノ緩急ニ依テ四十八年度マデ、ゴザイマスガ、其年ノ鐵道建設費ハ四百四十五万九千八百四十圓ト云フ、經畫ニナツテ居リマスケレドモ、其金額ダケハ要ラヌト云フコトニナルカモ知レマセヌガ、初メニ公債ヲ募ツテ金が出來テ居リマスカラ、金ノヤリ所ヲ考ヘテ置キマセヌト、中フラリニナルト困リマスカラ……

○委員長（子爵曾我祐準君）足ラヌトキハ募リマスカ

○政府委員（橋本圭三郎君）足ラヌトキハ又御協贊ヲ經テドウカシナケレバナリマセヌ

○委員長（子爵曾我祐準君）チヨット御尋ネシマスガ、朝鮮事業ト云フコトハ御説明ヲ承ハルト鐵道ト道路ト築港ト仰シャルケレドモ、法文ノ上ニハ何トモ書イテアリマセヌカラ、事業完成ト云フコトハ何ヲ指ヤラ分ラヌコトニナリハシマセヌカ、説明ニハ三口ト思ヒマスケレドモ、何處ニカ書イテアリマスカ、無イトレバ事業完成ト云フコトハ意味ガ無クナル……

○政府委員（橋本圭三郎君）是ハ臺灣ノ公債ナドニ於テモ、初メハイヤ鐵道トカ或ハ治水工事トカ云フヤウナコトが書イテアリマシタ例モアルノデゴザイマス、併ナガラ其後ニナツテ又何ヲ加ヘヤウトカ、例ヘバ阿里山ノ事ヲ經營スルトキハ直グ一ツノ列舉シテ置キマスルト、ソレヲ加ヘナケレバナラヌト云フヤウニ規定が面倒ニナリマス、ソレデ中頃ニナツテ、日本デモ起業公債ト云フモノヲ起サレタ、起業公債トハ其何ニ充テルモノカト色ニノ事ヲ此公債ニ依テヤルト云フヤウナ工合デ、事業公債トハ其何ニ充テルモノカト云ヘバ、サツキ仰シャツタヤウニ、後ニ至ツテ治水費ト云フモノガ加ハッテモ是テ動ケルヤウニナリマス、一ツノ列舉シキ置キマスルト、何遍モ其度ゴトニ御協贊ヲ經テ法律ヲ動カナシカレバナラヌト云フコトデ、何タト云フコトヲ掲ゲヌノデアリマス、ソレカラ附加ヘテ申シマスガ、目賀田男爵モ御承知デアリマスガ、今マテアリマシタ第一起業資金ト云フモノモアリマス、第二一起業資金ト云フモノモ朝鮮デ出來テ居リマスガ、ソレニモ何ト云フコトハ明記シテ無クテ、ズット送リツ、アリマス、ソレデ是モ事業公債ト云フ名ニシマシタ

○委員長（子爵曾我祐準君）チヨット伺ヒマスガ、法律ノ上ニハ書イテナシ、萬一茲ニツノ方針ノ變更ト云フモノヲ生ズル、サウスルト跡回シヲスルノデスカ、何カ外ノコト

○政府委員（橋本圭三郎君） ソレハ御協賛ヲ經テ此豫算ヲ更正セヌケレバ出來マセ

ヌ、豫算ノ上ニハ三口ニナツテ年度割モ御協賛ヲ經テ經畫が出來テ居リマスカラ、ソレカ

ラヤリ直シマセヌトイケマセヌ

○委員長（子爵曾我祐準君） 御議論ゴザイマセヌカ……此案ニ付イテ 御議論ナケレ
バ可決ト認メマス、今度ハ朝鮮鐵道用品資金特別會計法、之ヲ問題ニ供シマス、大

體ノ御説明ヲ……

○政府委員（伯爵兒玉秀雄君） 此鐵道ノコトニ付イテハ、御承知ノ通リ統監府時

代ニ於テハ此鐵道ノ會計ハ特別會計ト致シマシテ經營イタシテ居リマスルト同時ニ、此

用品資金特別會計法ナルモノヲ置キマシテ經營シテ居リマシタノデゴザイマス、然ルニ昨

年ノ緊急勅令四百六號、即チ朝鮮總督府ノ特別會計が出來マシタル時分ニ、鐵道ノ

經營ニ關スル特別會計ハ之ヲ止メマシテ、總督府特別會計ノ一部トシテ經理シテ行ク

事柄ニナリマシタノデゴザイマス……スル積リテ詰リ此四十四年度カフ致ス積リテゴザイ

マシタノデゴザイマス、トコロガ此鐵道用品資金特別會計法ノ方ハ尙ホ引續キマシテ、特

別會計トシテ經營シテ行ク必要ガゴザイマスノデ、四十四年度以後ニ於テモ其效力ヲ

有タセマスガ爲ニ、前ニアリマシタ所ノ用品資金特別會計法ト略同様ナモノヲ茲ニ提

出イタシマシタル譯デゴザイマス、尙ホ委シク説明ヲ申上ゲマスレバ、緊急勅令四百六號

ノ第五條ニ依リマシテ、鐵道ニ關スル會計ハ此四十二年三月三十日マテハ從來其

儘ニ存續シテ往クト云フコトニナリマシタモノデゴザイマスカラ、此四十四年度ニ至リマシ

テハ之ニ代ハルベキ會計法が無イ譯ニナリマス、ソレデ用品資金ノ方ハ茲ニ特別會計ト

致シマスル必要ガゴザイマスルカラ、其效力ヲ有タセルガ爲ニ茲ニ御協賛ヲ仰グ次第ニ

ナッタノデゴザイマス、ソレテ大體內容ニ付イテハ殆ド前ニ申上ゲマシタノト異ナリマセヌノ

デゴザイマス、唯第八條ニ於テ「本會計ノ經營ニ妨ナキ限り一般ノ需要ニ應シ機械其ノ

他ノ物件ノ製作修理ヲ爲スコトヲ得」ト云フ條文ヲ入レマシタノハ、是ハ朝鮮ニ於キマ

シテハ機械工場等が極ク少ナインゴザイマスルノデ、ソレ等ノ製作修理等ノ必要ガ起リ

マシタ時分ニ此規定ガゴザイマセヌト、此用品資金特別會計法ニ……其需要ニ應ズル

コトが出來マセヌカラ、其必要ヲ充タス爲ニ是マテ單行法律ヲ書シテ居リマシタガ、此度

此所ヘ條文ノ整理上入レマシテ、サウシテ第八條ヲ附加ヘタ譯デゴザイマス、其他ノ内

容ニ付イテハ前ニ申上ゲマシタ通り大差ゴザイマセヌノデゴザイマス

○委員長（子爵曾我祐準君） チヨット伺ヒマスガ、唯今御説明ノ第八條ハ單行法律

デゴザイマスカ

○政府委員（伯爵兒玉秀雄君） 單行法律ニアリマス

○委員長（子爵曾我祐準君） ソレハ此結果、潰レル譯デスナ

○政府委員（伯爵兒玉秀雄君） 左様デゴザイマス、……尙ホモウ一ツ説明ヲ申上ゲマ

スル方が便利グト思ヒマスルノハ第二條デゴザイマス、「朝鮮鐵道用品資金ハ明治四十

三年度末現在ノ韓國鐵道用品資金ヲ以テ之ニ充テ尙朝鮮總督府特別會計ヨリ漸次

繰入シテ百万圓トス」ト云フコトニナツテ居リマス、四十二年未現在ノ韓國鐵道用品

資金ヲ以テ充ツル、此用品資金ニ充ツルト云フノデゴザイマス、丁度今日ノ所ハ七十万

圓ゴザイマス、將來必要ガゴザイマスレバ百万圓マテ朝鮮總督府ノ特別會計カラ繰入レ
ルコトが出來ルコトニナツテ居リマス

○委員長（子爵曾我祐準君） 御異議ガゴザイマセヌケレバ、本案可決ト認メマシテ宜

シウゴザイマスカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○委員長（子爵曾我祐準君） 然ラバ二案トモ可決シマシタ、是テ散會イタシマス

午後一時三十六分散會

出席者左ノ如シ

委員長 子爵曾我 祐準君

委員

伯爵松木 宗隆君

男爵茨木 惟昭君

男爵外松孫太郎君

政府委員

大屋 権平君

朝鮮總督府

度支部長官 荒井賢太郎君

會計局長 伯爵兒玉 秀雄君

大藏省國債局長 山崎四男六君

大藏省主計局長 橋本圭三郎君

大藏書記官 西野 元君

朝鮮總督府

度支部長官 荒井賢太郎君

會計局長 伯爵兒玉 秀雄君

大藏省國債局長 山崎四男六君

大藏省主計局長 橋本圭三郎君

大藏書記官 西野 元君

朝鮮總督府

度支部長官 荒井賢太郎君

會計局長 伯爵兒玉 秀雄君

大藏省國債局長 山崎四男六君

大藏省主計局長 橋本圭三郎君

大藏書記官 西野 元君

朝鮮總督府

度支部長官 荒井賢太郎君

會計局長 伯爵兒玉 秀雄君

大藏省國債局長 山崎四男六君

大藏省主計局長 橋本圭三郎君

大藏書記官 西野 元君

朝鮮總督府

度支部長官 荒井賢太郎君

會計局長 伯爵兒玉 秀雄君

大藏省國債局長 山崎四男六君

大藏省主計局長 橋本圭三郎君

大藏書記官 西野 元君

朝鮮總督府

度支部長官 荒井賢太郎君

會計局長 伯爵兒玉 秀雄君

大藏省國債局長 山崎四男六君

大藏省主計局長 橋本圭三郎君

大藏書記官 西野 元君

朝鮮總督府

度支部長官 荒井賢太郎君

會計局長 伯爵兒玉 秀雄君

大藏省國債局長 山崎四男六君

大藏省主計局長 橋本圭三郎君

大藏書記官 西野 元君

朝鮮總督府

度支部長官 荒井賢太郎君

會計局長 伯爵兒玉 秀雄君

大藏省國債局長 山崎四男六君

大藏省主計局長 橋本圭三郎君

大藏書記官 西野 元君

朝鮮總督府

度支部長官 荒井賢太郎君

會計局長 伯爵兒玉 秀雄君

大藏省國債局長 山崎四男六君

大藏省主計局長 橋本圭三郎君

大藏書記官 西野 元君

朝鮮總督府

度支部長官 荒井賢太郎君

會計局長 伯爵兒玉 秀雄君

大藏省國債局長 山崎四男六君

大藏省主計局長 橋本圭三郎君

大藏書記官 西野 元君

朝鮮總督府

度支部長官 荒井賢太郎君

會計局長 伯爵兒玉 秀雄君

大藏省國債局長 山崎四男六君

大藏省主計局長 橋本圭三郎君

大藏書記官 西野 元君

朝鮮總督府

度支部長官 荒井賢太郎君

會計局長 伯爵兒玉 秀雄君

大藏省國債局長 山崎四男六君

大藏省主計局長 橋本圭三郎君

大藏書記官 西野 元君

朝鮮總督府

度支部長官 荒井賢太郎君

會計局長 伯爵兒玉 秀雄君

大藏省國債局長 山崎四男六君

大藏省主計局長 橋本圭三郎君

大藏書記官 西野 元君

朝鮮總督府

度支部長官 荒井賢太郎君

會計局長 伯爵兒玉 秀雄君

大藏省國債局長 山崎四男六君

大藏省主計局長 橋本圭三郎君

大藏書記官 西野 元君

朝鮮總督府

度支部長官 荒井賢太郎君

會計局長 伯爵兒玉 秀雄君

大藏省國債局長 山崎四男六君

大藏省主計局長 橋本圭三郎君

大藏書記官 西野 元君

朝鮮總督府

度支部長官 荒井賢太郎君

會計局長 伯爵兒玉 秀雄君

大藏省國債局長 山崎四男六君

大藏省主計局長 橋本圭三郎君

大藏書記官 西野 元君

朝鮮總督府

度支部長官 荒井賢太郎君

會計局長 伯爵兒玉 秀雄君

大藏省國債局長 山崎四男六君

大藏省主計局長 橋本圭三郎君

大藏書記官 西野 元君

朝鮮總督府

度支部長官 荒井賢太郎君

會計局長 伯爵兒玉 秀雄君

大藏省國債局長 山崎四男六君

大藏省主計局長 橋本圭三郎君

大藏書記官 西野 元君

朝鮮總督府

度支部長官 荒井賢太郎君

會計局長 伯爵兒玉 秀雄君

大藏省國債局長 山崎四男六君

大藏省主計局長 橋本圭三郎君

大藏書記官 西野 元君

朝鮮總督府

度支部長官 荒井賢太郎君

會計局長 伯爵兒玉 秀雄君

大藏省國債局長 山崎四男六君

大藏省主計局長 橋本圭三郎君

大藏書記官 西野 元君

朝鮮總督府

度支部長官 荒井賢太郎君

會計局長 伯爵兒玉 秀雄君

大藏省國債局長 山崎四男六君

大藏省主計局長 橋本圭三郎君

大藏書記官 西野 元君

朝鮮總督府

度支部長官 荒井賢太郎君

會計局長 伯爵兒玉 秀雄君

大藏省國債局長 山崎四男六君

大藏省主計局長 橋本圭三郎君

大藏書記官 西野 元君

朝鮮總督府

度支部長官 荒井賢太郎君

會計局長 伯爵兒玉 秀雄君

大藏省國債局長 山崎四男六君

大藏省主計局長 橋本圭三郎君

大藏書記官 西野 元君

朝鮮總督府

度支部長官 荒井賢太郎君

會計局長 伯爵兒玉 秀雄君

大藏省國債局長 山崎四男六君

大藏省主計局長 橋本圭三郎君

大藏書記官 西野 元君

朝鮮總督府

度支部長官 荒井賢太郎君

會計局長 伯爵兒玉 秀雄君

大藏省國債局長 山崎四男六君

大藏省主計局長 橋本圭三郎君

大藏書記官 西野 元君

朝鮮總督府

度支部長官 荒井賢太郎君

會計局長 伯爵兒玉 秀雄君

大藏省國債局長 山崎四男六君

大藏省主計局長 橋本圭三郎君

大藏書記官 西野 元君

朝鮮總督府

度支部長官 荒井賢太郎君

會計局長 伯爵兒玉 秀雄君

大藏省國債局長 山崎四男六君

大藏省主計局長 橋本圭三郎君

大藏書記官 西野 元君

朝鮮總督府

度支部長官 荒井賢太郎君

會計局長 伯爵兒玉 秀雄君

大藏省國債局長 山崎四男六君

大藏省主計局長 橋本圭三郎君

大藏書記官 西野 元君

朝鮮總督府

度支部長官 荒井賢太郎君

會計局長 伯爵兒玉 秀雄君

大藏省國債局長 山崎四男六君

大藏省主計局長 橋本圭三郎君

大藏書記官 西野 元君

朝鮮總督府

度支部長官 荒井賢太郎君

會計局長 伯爵兒玉 秀雄君

大藏省國債局長 山崎四男六君

大藏省主計局長 橋本圭三郎君

大藏書記官 西野 元君

朝鮮總督府

度支部長官 荒井賢太郎君

會計局長 伯爵兒玉 秀雄君

大藏省國債局長 山崎四男六君

大藏省主計局長 橋本圭三郎君

大藏書記官 西野 元君

朝鮮總督府

度支部長官 荒井賢太郎君

會計局長 伯爵兒玉 秀雄君

大藏省國債局長 山崎四男六君

明治四十四年三月九日印刷

明治四十四年三月十日發行

貴族院事務局

印刷者 印刷局